

○ 総務省告示第二十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超えて、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超えて、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下のもの

〔表略〕

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

〔ア・イ 略〕

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超えて、七八五MHz以下又は二、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下のもの

〔表略〕

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超えて、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超えて、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下のもの

〔表略〕

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

〔ア・イ 略〕

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超えて、七八五MHz以下又は二、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下のもの

〔表略〕

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

1 「同上」

改正前

1 「同上」

〔同上〕

〔ア 同上〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超えて、五一〇・九MHz以下、一、八三九MHzを超えて、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下のもの

〔表同上〕

〔同上〕

〔ア・イ 同上〕

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下、一、七四四MHzを超えて、七八四・九MHz以下又は二、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下のもの

〔表同上〕

2 「同上」

〔同上〕

〔ア・イ 同上〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超えて、五一〇・九MHz以下、一、八三九MHzを超えて、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下のもの

〔表同上〕

〔同上〕

〔ア・イ 同上〕

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下、一、七四四MHzを超えて、七八四・九MHz以下又は二、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下のもの

〔表同上〕

二 「同上」

〔同上〕

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超える、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHz

の帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。

)以下の値

(2) 基地局対向器に係るもの

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超える、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下

、一、四二七・九MHzを超える、四六二・九MHz以下又は一、七一〇MHzを超える、七八五MHz以下のもの

〔ア・イ〕

〔ウ 略〕

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超える、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・

八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・一二デシベル低い値又は(一)七・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

基地局と通信を行うもの

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超える、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下

、一、四二七・九MHzを超える、四六二・九MHz以下又は一、七一〇MHzを超える、七八五MHz以下のもの

〔ア・イ〕

〔ウ 略〕

〔三 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔ア 同上〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超える、五一〇・九MHz以下、一、八三九MHzを超える、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超える、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・

八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・一二デシベル低い値又は(一)七・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2) 〔ア 同上〕

〔ウ 同上〕

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超える、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下

、一、四二七・九MHzを超える、四六二・九MHz以下又は一、七一〇MHzを超える、七八五MHz以下のもの

〔ア・イ〕

〔ウ 同上〕

〔三 同上〕

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超える、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下

、一、四二七・九MHzを超える、四六二・九MHz以下又は一、七一〇MHzを超える、七八五MHz以下のもの

〔ア・イ〕

〔ウ 同上〕